○財務省告示第四百十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十一年度の初日から平成二十一年十一月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十一年十二月二十八日

財務大臣　藤井　裕久

平成二十一年度の初日から平成二十一年十一月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十四万六千六百二十六トン

二　冷凍牛肉　十七万七千九百十四トン

○国税庁告示第二十六号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十二月二十八日

国税庁長官　加藤　治彦

別表に次のように加える。

法人の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	認定の有効期間
特定非営利活動法人健康医療評価研究機構	東京都中央区日本橋馬喰町一丁目九番八号茅場町ビル三階	大沼　淳	平成二十二年一月一日から平成二十六年十二月三十一日まで
特定非営利活動法人府中国際友好交流会	東京都府中市本宿町二丁目二〇番地の八	伊達　和男	平成二十二年一月一日から平成二十六年十二月三十一日まで

○財務省告示第四百十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十一年度の初日から平成二十一年十一月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十一年十二月二十八日

財務大臣　藤井　裕久

平成二十一年度の初日から平成二十一年十一月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　四十二万三千七百五十二トン

二　生きている豚及び豚肉等　四十二万三千七百五十七トン

○財務省告示第四百十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十一年度の初日から平成二十一年十一月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十四万六千六百二十六トン

二　冷凍牛肉　十七万七千九百十四トン

○厚生労働省告示第五百五号

日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）の施行に伴い、外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成十九年厚生労働省告示第二百七十六号）の一部を次のように改正し、平成二十二年一月一日から適用することとしたので、雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第九条の規定に基づき告示する。

平成二十一年十二月二十八日

厚生労働大臣　長妻　昭

第四の四の2中「社会保険事務所」を「年金事務所」に改める。

二　別表特定非営利活動法人ジェイエイチピー学校をつくる会の項中「平成二十一年十二月三十一日」を「平成二十六年十二月三十一日」に改め、同表特定非営利活動法人ピープルズ・ホープ・ジャパンの項中「平成二十一年十二月三十一日」を「平成二十六年十二月三十一日」に改め、同表特定非営利活動法人ロースクール奨学金ちゅうぶの項中「平成二十二年一月三十一日」を「平成二十七年一月三十一日」に改める

○厚生労働省告示第五百六号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十八日

厚生労働大臣　長妻　昭

第二項に次の三号を加える。

百一　胸腔鏡下動脈管開存症手術（最大径が十ミリメートル以下であって、石灰化、感染又は瘤化していない動脈管の動脈管開存症に係るものに限る。）の施設基準

イ　主として実施する医師に係る基準

(1)　専ら心臓血管外科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有すること。

(2)　心臓血管外科専門医であること。

(3)　当該療養について二年以上の経験を有すること。

(4)　当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として十五例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

ロ　保険医療機関に係る基準

(1)　心臓血管外科、麻酔科及び小児科を標榜していること。

(2)　実施診療科において、常勤の医師が配置されていること。

(3)　臨床工学技士が配置されていること。

(4)　病床を百床以上有していること。

(5)　当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、前段の規定にかかわらず、二以上であること。

(6)　当直体制が整備され、専ら心臓血管外科に従事する医師が当直を行っていること。

(7)　緊急手術体制が整備されていること。

(8)　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

(9)　医療機器保守管理体制が整備されていること。

(10)　医療安全管理委員会が設置されていること。

(11)　当該療養について、五例以上の症例を実施していること。

(12)　届出月から起算して一年が経過するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

百二　腹腔鏡下スリーブ状胃切除術（ＢＭＩ（体重（キログラム）を身長（メートル）の二乗で除して得た数値をいう。）が三十五以上の肥満症に係るものに限る。）の施設基準

イ　主として実施する医師に係る基準

(1)　専ら消化器外科に従事し、当該診療科について八年以上の経験を有すること。

(2)　消化器外科専門医であること。

(3)　当該療養について二年以上の経験を有すること。

(4)　当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として七例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として二例以上の症例をを実施していること。

ロ　保険医療機関に係る基準

(1)　消化器外科、麻酔科及び内科を標榜していること。

(2)　実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。

(3)　麻酔科及び内科において、医師が配置されていること。

(4)　臨床工学技士が配置されていること。

(5)　管理栄養士が配置されていること。

(6)　病床を二十床以上有していること。

(7)　当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、前段の規定にかかわらず、二以上であること。

(8)　当直体制が整備されていること。

(9)　緊急手術体制が整備されていること。

(10)　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。